

一宮苑指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は介護保険法(以下「法」という。)に則り、社会福祉法人児童愛護会が経営する在宅介護支援センター一宮苑(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、以って本事業が要介護の状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に従事する者(以下「介護支援専門員」という)は、要介護者等が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする為、その選択に基づき、法に規定するサービスが多様な事業者から適切に提供されるように配慮しなければならない。

2 指定居宅介護支援サービスの提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し常に要介護者等の立場に立って、その指定介護保険サービス等が特定の種類・事業者に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(従事者の職種等)

第3条 この事業に次の職員を置く。

- 1 管理者(主任介護支援専門員)1名
- 2 介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者と兼務)

(従事者の職務内容)

第4条 前条に規定する職員の職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者は、事業所の運営管理及び従事者の業務並びにその他の管理一切を行う。
- 2 介護支援専門員は、管理者の命を受け要介護者等に対して適正な指定居宅介護支援サービスの提供に当たる。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業の開業日及び開業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時より午後5時

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

(1)相談及び調査を実施する場所

利用者の自宅等、利用者及びその介護者の指定する場所。

(2)サービス担当者会議

サービス担当者会議は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新

認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則として開催し、各サービス担当者が利用者の状況を把握して介護支援専門員等と当該情報を共有することを目的とし、在宅介護支援センター相談室等にて行う。

ただし、当該会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこととする。

(3)利用者宅訪問

少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。

(4)モニタリング

居宅サービス計画作成後においては継続的に利用者宅への訪問或いは連絡を行いモニタリングをし、結果を記録する。

(5)居宅サービス計画作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けけるものとする。

(6)情報提供

要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(7)業務受託

指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。

(利用料等)

第7条 介護報酬の告示上の額とする。但し、次条の基本実施地域以外の地域において指定居宅介護支援を行う場合には交通費実費を徴するものとする。

(事業の実施地域)

第8条 本事業の実施地域は茂原市、一宮町、長生村、睦沢町、長南町、長柄町、白子町を基本とする。

(苦情処理)

第9条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若

しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2)虐待防止のための指針の整備
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各

号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人児童愛護会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成15年3月22日一部改正、平成15年4月1日より適用する。

3 平成18年3月18日一部改正、平成18年4月1日より適用する。

4 平成19年12月22日一部改正、同日より適用する。

5 平成27年3月25日一部改正、平成27年4月1日より適用する。

6 平成30年3月23日一部改正、平成30年4月1日より適用する。

7 令和3年4月1日一部改正、同日より適用する。

8 令和5年12月20日一部改正、同日より適用する。